

平成 31 年 2 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 31 年 2 月 27 日（水）

午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 31 年 2 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 31 年 2 月 27 日（水） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(12 人)

会長	松山多作		
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治		
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 欠員

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： 3 番 吉田英章委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 10 番 北野長義委員 13 番 迎 広子委員
- 第 2 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 3 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権移転について
- 第 4 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく平成 30 年度第 4 回農用地利用集積計画（案）について
- 第 5 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 30 年度第 4 回農用地利用配分計画（案）について
- 第 6 その他
 - ・ 3 月の総会の日程について
 - ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 西 浩康

7. 議事参与制限 議案第 2 号 12 番 土川浩子委員

8. 会議の概要

事務局長： みなさん、こんにちは。ただいまより、平成31年2月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、吉田委員が欠席でございますが、出席委員は過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： みなさん、こんにちは。3月も近寄りまして、だいぶ暖かくなってきました。田植えのシーズンも近まってきて大変忙しい時期が参りますが、体に気をつけて頑張ってください。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、10番 北野長義委員 13番 迎 広子委員にお願いします。

続きまして、日程第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは報告第2号について説明します。

今回の合意解約の件数は7件です。田圃が9筆と畑が3筆で合計12筆で、合計面積17,708㎡の報告となります。

番号1の案件につきましては、相津の●●●●さんの畑を農地法第3条により相津の▲▲▲▲さんが賃貸借していたものですが、所有者の●●さんが耕作を再開したいということで今回、双方合意の上、解約するものです。

番号2から12につきましては、それぞれ農地中間管理事業を活用し農地中間管理機構が資料にある借り手の方へ貸し付けておりましたが、今回行った農地台帳調査で貸借の関係が実態と違っておりましたので、あとの議案で出てきますが今回解約をし実際の借り手の方へ改めて配分するものです。以上で説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

何もないようなので、報告第2号についてはよろしいでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について を議題とします。事務局のほうから、議案の説明をお願いします。

西書記： 議案第2号については、土川委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<土川委員 退席>

西書記： それでは、議案第2号について説明します。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成31年2月27日提出 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

今回、案件が2件ありまして、1件目、農地の所在は、柳郷字中江〇〇〇番の田圃〇〇〇㎡と笛吹郷字水ノ下〇〇〇番〇の田圃〇〇〇㎡の2筆です。譲渡人は、福岡県在住の▼▼▼▼さん▼▼歳で、譲受人は柳西の■ ■ ■ ■さん■ ■歳です。■ ■ ■ ■さんの譲受前の耕作面積は60,416㎡で譲受面積が1,500㎡であり譲受後の耕作面積は61,916㎡となります。譲渡・譲受の理由は、所有者である▼▼▼▼さんが耕作できないということで■ ■ ■ ■さんへ無償譲渡するものです。譲受人は、下限面積もクリアしておりまた認定農業者でもあり、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと思われまますので、事務局としては許可相当かと思われまます。

次に2件目です。農地の所在は、浜津郷字矢櫃〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の田圃2筆で合計面積373㎡です。譲渡人は、浜津の◆◆◆◆さん◆◆歳で、譲受人は浜津の★★★★さん★★歳です。★★★★さんの譲受前の耕作面積は18,951㎡で譲受面積が373㎡であり譲受後の耕作面積は19,324㎡となります。譲渡・譲受の理由は、この田圃は長年、耕作放棄状態となっていたところですが、平成25年度に農地改良の届出が出ており、周りの★★★★さんの田圃4筆と合わせて盛り土することで田圃へ再生したものです。現状では★★★★さんの田圃1筆となっており、今回、現状に合わせ所有権移転するものです。譲受人は、定年退職されてからのUターンの方ですが、下限面積もクリアしており、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと思われまますので、事務局としては許可相当かと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上で、議案第2号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

◆◆◆◆さんの農地は、溜池になっていませんか。

西書記： 池ではないと思いますが、田んぼとして一枚だったので・・・。

事務局長： 写真はどうなっていますか。

西書記： この写真は古くて、盛土する前の航空写真です。

松山会長： 浜津の委員さん、この農地は今溜池を掘ってないですか。

江川委員： 池が、少しあるみたいですよ。

福田推進委員： ★★★★★さんの方でしょ。

松山会長： 畑の下の方に掘ってますかね。

西書記： 道のすぐ脇の畑の・・・。

松山会長： その下です。畑は一段高いので・・・。その畑の下の隅っこの方にあるみたいですね。

入口委員： ◆◆◆◆さんのにも少しかかっているみたいです。

前田委員： 田んぼの水は、溜池から取っているんですね。

松山会長： そのようです。

松山会長： 現状は、そういう状態のようです。

他に、ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可することによろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。それでは許可することといたします。

<土川委員 入室>

松山会長： 続きまして、日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく平成30年度第4回農用地利用集積計画（案）について を議題とします。事務局よりお願いします。

西書記： それでは、議案第3号について説明します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく平成30年度第4回農用地利用集積計画の申請があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成31年2月27日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。

内訳としましては、賃貸借による権利が、すべて貸付期間10年以上で田圃3筆3,365㎡と畑2筆465㎡です。次に使用貸借による権利が、貸付期間10年以上で田圃1筆233㎡田で、今回の集積計画の合計は、表の右下の方ですが、賃貸借による権利と使用貸借による権利分を合計しまして、計6筆4,063㎡ということです。

次に集計表をめくっていただくと各筆明細書があり、ここには載っていませんが、基本的にはこれまで同様、貸付人から中間管理機構の公益財団法人 長崎県農業振興公社へ中間管理権という権利が発生し、長崎県農業振興公社を通して借受人の小値賀町担い手公社へ貸し付けられる形となります。貸付期間については、すべて平成31年4月10日から41年4月9日までの10年間となっています。以上で、議案第3号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

この件は先程、現地視察した友建設の事務所の隣と殿崎地区のハウスになります。
何か、ご意見ございませんか。ないようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第5 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく平成30年度第4回農用地利用配分計画（案）について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく平成30年度第4回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成31年2月27日 小値賀町農業委員会会長松山多作 です。

今回、配分計画については、新規分と再設定分があります。まず、新規分について説明します。様式5-2号の一覧表を付けておりますけれども、先程の議案第3号の集積計画の筆数と合致いたします。契約の始期はすべて平成31年4月10日からで、終期は平成41年4月9日までの10年間の契約年数となっています。

この件につきましては、先ほど現場も見ていただきましたが、担い手公社が借り受け、担い手公社の研修生がハウスで作付けを行うということです。

次に、再設定分の説明をします。これは先程、報告第2号でもありましたが、合意解約されたところの新しい借り手方への再配分ということになります。再設定分は、7筆の9,044㎡です。再配分ですので終期はバラバラになっていますが、1番目の△△△△さんへの貸付分、柳郷字岳田〇〇〇番の田です。これが、平成31年3月10日から平成37年11月9日までの6年間の契約となっております。2番目の前方郷字戸越の畑ですが、始期の方は全て同じで、平成31年3月10日からで、終期が平成39年12月9日までの8年間、3番目から7番目までは、始期は平成31年3月10日から終期は平成39年10月9日までの8年間となっております。これが合意解約した分の再配分になります。以上で説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。
ないようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第6 その他について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： それではその他について説明したいと思います。

本日お配りの資料の「ながさき農業委員会 1・1・1 運動（概要）」という資料をご覧ください。今年度より、「ながさき農業委員会 1・1・1 運動」ということで、農業委員・推進委員 1 人 1 人がこの 1 年間で行った活動を 1 つ以上報告していただきたいということです。

資料の下の方に書いてありますが、(4) 委員の活動事例報告ということで、農業委員・推進委員には 3 月 31 日までにお配りしております事例報告書があるかと思いますが、これに自分の活動の内容を記載していただいて事務局に次回の総会の日までに提出をしてもらいたいと思っております。事務局の方は、皆さんからいただいた報告書をまとめて 4 月末日までに農業会議の方へ報告するようになっております。農業会議の方において記載例を付けております。この例は、農地の利用集積ということの書き方ですが、こういったように、他にも農業者年金加入促進を頑張ったということや新規参入の促進を頑張ったなどいろんなことがあるかと思っておりますので、それに沿った課題・活動・その活動の結果ということで書いていただければと思います。事務局の方でもまとめたいと思っておりますので、まずは自分の好きなように記載していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。この件について、ご質問ありませんか。

松山会長： 何かございませんか。

岡野委員： この運動は、前からしているのですか。

松山会長： 今年からこの 1・1・1 運動が始まりました。非農地判断なども行っていますし、そういうところに行かれた方はそういう方面の報告もできますし、農業者年金対策班の方は農業者年金のこともありますし、また、地元で相談を受けたところの話でも出してもらえれば、事務局の方でまとめると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

松山会長： 他に委員皆さんから何かありませんか。

土川委員： 1 つ教えて欲しいんですが、「▽▽さんの田んぼはどうなるんですか」と聞かれたんですが、どうなっているんですか。

松山会長： その件については、また現場は動き出していますので、許可もおりていますし、ただ名義変更はしないといけません。

土川委員： 息子さんの名前で登記していたので・・・。

松山会長： ▽▽さんの名前に戻さないとならないですね。

西書記： 農業者年金は関係ないんですか。

事務局長： そこは確認しないとイケないです。

土川委員： 農業者年金は関係なかったと思います。

西書記： 関係なかったら再開ということでもいいと思います。

松山会長： 農業者年金をもらっていたら出来ません。

木村推進委員： 誰がですが。

松山会長： ▽▽さんです。

木村推進委員： ▽▽さんは農業者年金に入ってたんですかね。

松山会長： 受給者なら止められるので。

西書記： 移譲分が止められるということですよ。

松山会長： 移譲分というか、再開になれば名前自体も戻されないです。

木村推進委員： ▽▽さんは漁師だったので入っていないと思います。すぐわかるんですよ。

西書記： はい、わかります。確認します。

松山会長： 仕事は一週間前ぐらいに再開して進めています。

次に、3月の総会の日程を決めたいと思います。3月25日の週はどうですか。

事務局長： 27日から国際音楽祭になっていますので都合が悪いです。

松山会長： それでは25日の午後1時30分からということよろしいでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： 他に、事務局からありませんか。

西書記： 農協と共済からも特にありません。

また、本日、農業委員・推進委員の手帳をお配りしておりますので、ぜひご活用お願いします。

松山会長： 他にございませんか。何もないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。